除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号

大阪市北区堂島浜２丁目１番９号
申立人　合鐵産業株式会社
代表者代表取締役　山口　義夫
権利を争う旨の申述の終期　平成26年８月29日
平成26年９月３日　鹿児島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｃ671848
金額　2,120,265円
支払期日　平成26年６月30日
支払地　鹿児島市
支払場所　株式会社鹿児島銀行本店営業部
振出日　平成26年３月10日
振出地　鹿児島市
振出人　株式会社加根又本店　代表取締役　菅　徳太郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第８９１４号

埼玉県さいたま市南区南浦和３－３－17　豊曜ビル２階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市南区南浦和３丁目28番16号
債務者　有限会社太平建材
代表者代表取締役　平本賢太郎
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　崇之
4　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６６号

最後の住所横浜市港北区岸根町408番地
債務者　亡田中敏彦相続財産
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　洋征
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０６号

名古屋市北区丸新町204番地
債務者　株式会社キョーエー
代表者代表清算人　古﨑きくよ
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　篤史
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前11時35分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２１号

愛知県半田市中島町２番地
債務者　河合建設株式会社
代表者代表取締役　河合　寛治
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　幸二
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午前10時50分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６号

愛知県豊橋市大崎町字西山田４番地の１
債務者　株式会社アイグリーン
代表者代表取締役　白井　直美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後１時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６８７号

東京都小金井市本町１丁目３番１号
債務者　有限会社永井工業
代表者代表取締役　永井　裕二
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　和弘
4　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０３号

長崎県西彼杵郡時津町左底郷1830番地
債務者　シルバー食品株式会社
代表者代表取締役　松本　博行
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多良　博明
4　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時30分

長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号

静岡県榛原郡吉田町住吉3458番地の７
債務者　株式会社増田工務店
代表者代表取締役　増田　英樹
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　雄資
4　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前11時

静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６号

静岡県富士市天間1020番地の５
債務者　有限会社アイオス
代表者清算人　白井　茂郎
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　雅世
4　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月25日午前11時

静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１８２号

広島県福山市芦田町大字下有地1608番地の２
債務者　野田被服株式会社
代表者代表取締役　野田　益伸
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤　恵美
4　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前10時

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８０号

岡山県真庭市美甘3947番地
債務者　有限会社エダ
代表者代表取締役　江田　圭一
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後２時20分

岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１６０号

兵庫県神戸市西区玉津町二ツ屋字矢ノ脇112番地１
債務者　有限会社オートサークル
代表者代表取締役　木村　　寧
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所明石支部破産係